

発議第1号

令和8年2月19日

糸魚川市議会議長 古畑 浩一 様

提 出 者	糸魚川市議会議員 東野 恭行
賛 成 者	糸魚川市議会議員 田原 洋子

糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び糸魚川市議会会議規則第14条の規定により提出します。

糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例

糸魚川市議会委員会条例(平成17年糸魚川市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

(1) 総務文教常任委員会 6人

- ア 議会事務局の所管事項
- イ 総務課の所管事項
- ウ 危機管理課の所管事項
- エ 企画課の所管事項
- オ 財政課の所管事項
- カ 地域協働課の所管事項
- キ 能生事務所の所管事項
- ク 青海事務所の所管事項
- ケ 会計課の所管事項
- コ 教育委員会事務局及び教育機関の所管事項
- サ 監査委員事務局の所管事項
- シ 選挙管理委員会事務局の所管事項
- ス 消防本部の所管事項
- セ 他の委員会に属さない事項

(2) 建設産業常任委員会 6人

- ア 産業労働課の所管事項
- イ 観光課の所管事項
- ウ 農林水産課の所管事項
- エ 都市建設課の所管事項
- オ 農業委員会事務局の所管事項
- カ ガス水道局の所管事項

(3) 市民厚生常任委員会 6人

- ア 市民生活課の所管事項

イ 税務保険課の所管事項

ウ 健康増進課の所管事項

エ 福祉事務所の所管事項

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

提案理由

行政組織の再編に伴い、常任委員会の所管を改正するものである。